

第10章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」（以下「監督指針」）については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであるが、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところである。

18事務年度においては、不動産の流動化・証券化に係る不動産管理処分信託業務を行う一部の信託銀行に対する当局検査で、物件の引受審査が適切に行われていないことに起因する不適切な事例が指摘されたことを踏まえ、委託者及び受益者保護の観点等から、信託会社等の新規参入時の審査事項として、信託引受審査体制に関して監督上の着眼点等を明示する等、18年7月19日に監督指針の改正（同日より適用）を行った。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

信託業法施行（平成16年12月30日）後、19年6月30日までの間の信託会社等の新規参入状況は、次のとおりである。

I 信託会社

19年6月30日現在、運用型信託会社5社、管理型信託会社7社及び特定信託業者5社の参入がなされたところであるが、18年7月1日から19年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社は、以下のとおり。

1. 運用型信託会社（免許制）

19年2月21日、信託業の免許第五号として、「トランスバリュー信託株式会社」に対して免許を交付した。当社は、17年12月12日に管理型信託業の登録を受け、金融機関等から売掛債権、貸付債権、手形債権等の金銭債権の流動化業務を行ってきたところであるが、当該免許が交付されたことにより、金銭債権に加え、土地・建物等の不動産の流動化業務等を行うこととし、19年2月21日より営業を開始している。

2. 管理型信託会社（登録制）

(1) 18年10月24日、管理型信託業の登録第五号として、東海財務局長が「ライセンス信託株式会社」の登録を行った。当社は、特許権及び著作権を受託し、当該信託財産にかかる利用者へのライセンス付与、侵害への対応等を行うこととしており、19年2月5日より営業を開始している。

(2) 18年11月22日、管理型信託業の登録第六号として、関東財務局長が「株式会社日本エスクロー信託」の登録を行った。当社は、不動産取引の売買代金等を委託者から信託財産として受託し、不動産の登記を確認した後、不動産の売主である受益者へ売買代金等の交付を行うこととしており、19年1月5日より営業を開始している。

(3) 18年12月4日、管理型信託業の登録第七号として、近畿財務局長が「共同信託株式会社」の登録を行った。当社は、不動産にかかる所有権・地上権・担保権等を受託し、権利関係調整業務、リフォーム業務等を行うこととしており、同年12月20日より営業を開始している。

(4) 19年3月19日、管理型信託業の登録第八号として、近畿財務局長が「株式会社日本流動化信託」の登録を行った。当社は、商業施設等の賃貸収益物件を受託し、維持管理業務等を行うこととしており、同年3月23日より営業を開始している。

3. 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、その信託の受託者が財務局長に届出を行うことにより、免許又は登録を受けることなく営むことができるが、関東財務局において3社、近畿財務局において1社、福岡財務支局において1社の届出を受理した。

II 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業とは、「信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業」と定義されており、19年6月30日までに財務局長の登録を受けた信託契約代理店は、改正信託業法施行後の累計で186社（18年7月1日から19年6月30日までの間の新規登録は5社、廃業等による減少は2社）となっている。

このうち172社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

（注）信託業法附則第16条第4項の規定により、信託業法の施行の際、現に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店は、施行日において当該代理店に係る金融機関を所属信託兼営金融機関として信託契約代理店の登録を受けたものとみなされている。

なお、上記以外の14社は純粋な新規参入であり、うち8社が証券会社、1社が信用金庫、5社が一般事業会社となっている（18年7月1日から19年6月30日までの間の純粋な新規参入は5社。うち1社が証券会社、4社が一般事業会社）。

III 信託受益権販売業者（登録制）

信託受益権販売業とは、「信託の受益権（証券取引法第2条第1項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業」と定義されており、19年6月30日までに財務局長の登録を受けた信託受益権販売業者は、改正信託業法施行後の累計で638社（18年7月1日から19年6月30日までの間の新規登録は187社、廃業等による減少は38社）となっている。

これらの信託受益権販売業者のほとんどは、主に不動産を信託財産とする信託受益権を販売する不動産業者である。

第3節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第116条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反であることを記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、商号に「信託」を使用している貸金業務登録業者を信用して借入れをしないよう、注意喚起を行っている。